

原案のとおり議決(承認・同意)

令和4年2月22日

公益社団法人土佐市シルバー人材センター

理事長 審藏 昭治郎

議案第9号



## 令和4年度事業計画（案）の承認について

令和4年度公益社団法人土佐市シルバー人材センター事業計画について、今期理事会の承認を求める。

令和4年2月22日提出

公益社団法人

土佐市シルバー人材センター

理事長 審藏 昭治郎

記

「土佐市シルバー家～新たな飛躍に向けた三年次のとりくみ」

## 令和4年度事業計画書（案）

公益社団法人土佐市シルバー人材センター

### □基本方針

公益社団法人土佐市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、初期設立時から30年、法人化15年という記念すべき節目を迎えます。この間、センターが取り組む公益目的事業を展開する私たちのふるさとは、「新型コロナウイルス感染症」によって、就業機会の減少による事業実績の低下など、大きな影響を受けています。また、人口減少、高齢化という社会現象にも影響を受けて、会員数の減少も大きな組織的課題となっている状況にあります。こうした中にあって、センターでは、180余名の会員と事務局が一体となって課題克服に向けた取り組みを行ってまいりました。その結果、会員数も一定の減少に止める中で、事業実績は前年度実績を5%以上下回ることなく推移している状況にあります。

また、私たちはこの数年「適正就業体制」と「安全就業体制」を大きな課題として取り組んできました。「適正就業体制」については、積極的な派遣就業への転換、契約仕様書の作成による作業の明確化などで一定の成果を得てきたことは評価に値するものとしましたが、一方で「安全就業体制」については、就業前、就業中、さらには就業後といった細部にわたる点検や予防に加え、安全器具機材の整備不足といった要件も加わって、昨年度上半期まで「県下における事故発生の高いセンター」

という評価を猛省し、理事長を先頭に徹底した安全対策に取り組んできました。その結果、安全面で飛躍的な成果を収めるに至っています。

このような地域社会、組織状況において、私たちは、以降においても公益目的事業を維持・発展させていく使命があることから、地域からの多岐にわたる要望について、果たすべき役割をしっかりと再確認し、地域の高年齢者の生きがいづくり、就業機会の確保などの視点に立つほか、地域の人手不足を補い、地域の活力を維持していくための即戦力となっていかなければなりません。

このため、当センターに集う180余名会員の仲間は、さらなる会員の増強と積極的な就業機会の確保・拡大、社会奉仕活動への積極的な参画などの課題を総員で取り組み、国、県、市の高齢者対策への施策に沿って、安全・適正かつ的確に歩みを進めていく活動方針の樹立とその実行です。私たちは、昨年の活動方針の基礎に掲げた「従前の請負・委託業務を大切に掘り起こし、地域の住民のみなさんや企業との連携・調和をこれまで以上に進めていくことに加え、新たな派遣という就業形態を、この土佐市内のすべての公共・民間事業所を通じ、高齢者が活躍できる場を確保していくこと」を改めて共通認識として取り組みを進めます。

私たちは、シルバー事業の基本理念である「自主・自立・共働・共助」の推進を堅持しながら、シルバー人材センター事業の使命である地域社会に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の機会を提供すること、ボランティア活動を始めとする様々な社会活動を通じて地域社会へ貢献すること及び地域社会との結びつきを得ることが出来る機会の場の確保・提供に努めることがセンターの重要な役割であるとの認識のうえに立って「安全・適正就業の推進」と「公益目的事業の推進」をシルバー事業の大きな柱と位置付け、会員の安全就業を推進するとともに、適正な就業機会の提供と地域社会への貢献を促進するため、次の重点項目、目標、事業計画を掲げ、センター事業を推進してまいります。

## □重点項目

「～土佐市シルバー家～新たな飛躍に向けた3年次のとりくみ～」として、引き続き、会員と事務局が家族ぐるみであらゆる事業に取り組んでいく組織体制を構築します。

1. 安全で適正な就業体制を再構築し、「事故ゼロ」を掲げた適正事業所づくりを推進します。
2. 高年齢者の生きがいづくりと、社会参加の促進を図ります。

3. 地域社会に対し、センター事業の普及と啓発を推進します。
4. 適正な請負・派遣の就業形態を確立するとともに、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の促進を図ります。
5. 職種別のエキスパート会員を養成し、地域の人づくりを進めます。

## □目標

### 1. 会員の増強

本年度会員数の確保目標は、中期事業計画(案)にしたがって、本年度の会員数200人台復帰を目標とし、あらゆる機会を通じて会員拡大に取り組みます。

#### 【参考】 中期計画に定める会員確保・拡大目標値

※H30～R03 は実績

	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
センター	213	196	190	188	210	218	226	233	238

※令和3年度は、2月末日会員数を表示。

### 2. 高齢者就業機会確保事業

受注件数 1,200 件、延べ就業会員数 10,000 人

契約金額 57,000 千円を目指します。

### 3. 派遣事業

受注件数 25 件、延べ就業会員数 1,800 人

契約金額 13,000 千円をめざします。

## □事業別の計画

### I シルバー人材センター事業（公益目的事業）

#### 1 安全・適正就業の推進

会員が安心して就業するために「安全・適正就業」がセンターの最優先課題であり、シルバー事業をさらに発展させるためには、本課題の推進が重要不可欠です。このため、次の事項に取り組んでまいります。

#### (1) 安全・適正就業の強化

① 令和3年度8月期から、理事長を先頭に「安全適正就業」への取り組みを推進し、一定の成果を挙げていますが、本年度においても、引き続き、この体制をとり、会員のみならず理事会においても「事故ゼロ」をめざすため

の意識改革に取り組むとともに、理事会での安全委員会議を開催して会員をリードしていく体制を堅持してまいります。

- ② 新たな組織運営となった「安全就業推進委員会」による安全パトロール活動をさらに発展させ、実践でのパトロールの馴れ合いを防ぎ、相互研鑽を促して一層強固な体制により実施します。また、安全パトロールは、例月1回実施にこだわらず、夏場以外にも複数回配置を配した重点強化を図ります。このパトロールについては、県連合との共同パトロールも行って、外部監視の目を増やし、会員への安全作業に対する意識指導とその強化に努めます。
- ③ これまで実施した安全講習会を定期的に開催すること、テキストやスクリーン・ビデオ活用による目でみる安全勉強会の実施、会員相互の事例研修報告会など創意工夫による内容とすることや、作業機具の点検整備を含めた安全実習講習の開催を行ってまいります。特に昨年度までに整備した高所作業における安全帯による作業実施、除草作業での防塵ネット設置、住宅・道路沿い作業でのカルマーナ刀使用による飛び石防止に最大限の安全に取り組みます。
- ④ また、会員の高齢化等の状況から、後段に掲げる会員自らの健康増進について、市特定健診の受診促進に加えるなど、個人・法人ともに「健康体制」を強化します。さらに就業前後の安全と就業中の安全確保のため、交通安全講習会、救急救命訓練等の開催にも取り組んでいきます。

## (2) 適正な受託と就業の推進

- ① 当センターでは、この3年間、適正就業に取り組み、「適正就業ガイドライン」にしたがって事業の推進を図ってきましたが、なお、引き続き、高知労働局、高知県連合会等の指導に基づき、適正な事業運営を図っていくことを基本として公益目的事業に取り組んでまいります。
- ② 請負、受託、派遣などの契約形態にしたがって、適正な就業形態を精査する自主点検及び改善体制を引き続き堅持し、作業内容に沿って契約仕様書を定めるなど、それぞれの実態に即した就業体制を確立します。
- ③ 請負又は委任に相応しない就業は、シルバー派遣事業や有料職業紹介事業への切り替えを積極的に推進します。また、派遣事業については、県連合

会、就業先事業所等との十分な事前協議を整えた適正就業に努めます。

### (3) 意識啓発活動の実施

- ① 安全就業推進委員会、適正就業推進委員会のさらなる充実と強化による適時・適正な運営を図るとともに、全会員に対する委員会の役割を周知します。
- ② 会報「シルバー土佐」の活用や安全就業ハンドブックを配布するなどし、全会員の意識の向上をめざします。
- ③ 入会から1年を対象とした会員対象の研修会に加え、事故率の高いベテラン会員の「初心にかえるため」の講習・研修会も開催するなど、適時・適切な指導体制を整えてまいります。

### (4) 会員の健康管理

- ① センターを組織する会員の健康管理は重要な要件であることから、冬期の感染症予防、夏期の熱中症対策を含め、会員の基礎健康向上のための健康診断受診の奨励を積極的に行います。
- ② 特に、新型コロナウイルス感染症は、これまでの経緯から「変異するもの」として、その予防に基本を置き、会報等での必要な情報提供に加え、就業時の会員の感染予防対策品の支給等を行って、センター・会員一体となって、感染予防に万全を期していきます。
- ③ また、土佐市の関係各課との連携により、高年齢者の健康管理に関する冊子等を配布し、会員自身の自己管理をセンターが側面的に促していく活動を展開します。

## 2 シルバー事業の基盤を確保・拡大するとりくみ

シルバー事業の基本である基盤拡大事業の精神を引き続き堅持し、高齢者の生きがいと社会参加の促進と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、事業推進員を配置して高齢者の就業機会の開拓、女性の就業拡大、会員拡大推進に取り組みます。

### (1) 就業機会の開拓推進

契約額の目標達成のため、これまでの受託先の掘り起こしやアプローチを行って継続した就業機会の確保に努めるとともに、新たな就業機会の開拓を

めざします。

#### (2) 女性の就業拡大推進

派遣形態による就業関係の多くに女性会員を希望される場合が多いことや、細やかなサービスの必要性から、さらに女性会員の増加対策に努め、女性会員数 40 パーセント達成をめざします。

#### (3) 会員拡大推進

土佐市人口は 26,500 人を割り込む状況であり、引き続き人口減少が続く中で、少子高齢化がいっそう進む状況にあります。センターの事業目的の「高年齢者の生きがいづくりと、社会参画は最も重要な課題であることから、さらに多くのみなさんの入会を促進するとともに、多様な就業機会の確保を行って就業機会の提供に努めます。

- ① 入会説明会は、第 1、第 3 木曜日（午後 2 時開催）に定期的に開催、さらに入会日を毎月 1 日と 15 日の 2 回に位置づけるなど、細やかな人材確保体制を堅持して会員の拡大に努めます。
- ② 会員のあらゆる就業の機会を通じて広報活動を強め、入会の促進を図ります。また、必要に応じ、市支所等を活用した地域ごとの入会説明会をひらくなど、センターとして受け身から攻めに転じた取り組みを進めます。
- ③ 感染症によって自粛されている各種フェスタ等、市民イベントの復活に際しては参加を促進する一方、センターでは内容を充実させた「シルバー文化祭の開催」等によって、側面的なシルバー事業普及啓発事業の普及・促進を図ります。
- ④ 新たな事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」の 3 年次について、県連合会と連携した積極的な取り組みによって、会員の資質向上、センターへの入会促進を図ります。

#### (4) 講習会の推進

高齢者に就業上必要な技能及び知識を付与することにより、その能力や希望を生かした就業機会等を実現し、高齢者の多様なニーズに取り組みます。

- ① 「高齢者活躍人材確保育成事業」では、年齢に関わりなく生涯現役で働くことのできる社会実現という課題に向けて、センターもこの事業参加を積

極的に行う中で、新たな会員獲得につなげていきます。

- ② 就業会員が不足・高齢化する樹木剪定、文旦等の果樹剪定については、早急に後継者の育成が必要である現在状況から、引き続き、技能講習会などを開催して会員支援を行うほか、女性会員の活躍する清掃分野に関する講習会を開催して、会員に伐採、刈り払い、剪定のほか、清掃技術を確保し、労働安全衛生法規定に準拠した「適正事業所」づくりを展開します。
- ③ また、派遣事業を円滑に進めていくために必要な技術・接遇などの研修会や講習会も積極的に開催します。

#### (5) 就業相談、支援

高齢者ニーズ(雇用、就業、ボランティア活動等)に関する相談、情報提供を行うことにより、高齢者の能力や希望を生かした就業等の社会参加活動を実現します。



- ① 未就業者を含む就業相談会の開催については、従前のとおり、毎月第1火曜日午後2時より引き続き開催していきます。

#### (6) ボランティア活動の充実と社会奉仕活動への参加

センターでは、これまで長きにわたってボランティア活動を重視して取り組んできましたが、その経験を生かした取り組みとして土佐市の「おもてなし一斉清掃」等への参加を進めます。

- ① 全国の仲間のみなさんと連携したシルバー事業普及啓発活動を推進するため、土佐市の公共施設とその周辺環境美化のため、清掃作業等、環境整備に取り組みます。

- ② 会員やその家族の自家の農産物生産、販売の促進を行って、物づくりの豊かさを広く伝えてまいります。

### 3 普及啓発活動の推進

事業を地域に広く浸透させるためPR活動を積極的に推進するとともに会員の増強及び情報の提供を図るため次の事項に取り組みます。

#### (1) PR活動の推進

- ① 理事会と事務局で機能強化推進員チームを編成し、専従職員とともに就業

開拓活動を推進します。

- ② 行政広報誌への掲載及び各種イベントに参加する中でシルバー人材センター事業、高齢者派遣事業等のPR活動を行ってまいります。
- ③ 前記のボランティア活動を通じ、シルバー事業のPR活動を推進します。

## (2) 会員への情報提供の推進

- ① 事務局に設置した会員向け情報掲示板をさらに有効化させるとともに、会報「シルバーとさ」の記事内容を充実し、情報提供の推進を図ります。
- ② さまざまな会合を通じ、就業に要する会員情報の共有を推進します。

## (3) インターネットを媒体とした宣伝活動の推進

- ① 当センターホームページは、インターネット利用の最大の宣伝媒体であることから、その内容の充実を進め、事業拡大の基盤づくりとします。
- ② 公益法人指導監査等で指摘のあった情報の公開及び開示に努め、適正な事業所・事務執行体制に努めます。

## 4 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

平成27年度から新設された「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（以下「サポート事業」という。）については、過去3年度間の実績により就業延べ人数は一定数を見込める基盤が出来上がっています。また、この事業実施に必要な派遣元責任者も複数人を置いた体制となっています。本年度は、こうした基盤・体制をもとに、新型コロナウィルス感染症で減少した部分である民間事業所での契約を改めて掘り起こして、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

- ① 派遣就業で年間の就業延人員 1,800 人日を目指します。
- ② 専門職員を配置し、サポート事業導入の本旨に沿った形で貴重な労働力である団塊世代の受け皿としての準備を積極的に進めます。
- ③ 子育て支援、家事支援等の就業を確保するとともに、今日的な課題である女性の社会進出を果たすため、当センターにおいても女性会員の就業機会の確保と拡大に努めます。

## 5 地域人づくり事業の推進

- ① 会議室を開放した「ほっとるーむ円(つぶら)」の利用促進を図り、地域の子育てママや子ども達が「ほっと」出来る遊び場の提供を促進していきます。
- ② 県連合受託事業等を活用した研修・講習により、地域組織での相互支援を目的とした活動を行って、高齢化地域を側面的に支えていきます。

## 6 独自事業の展開

平成 22 年度から取り組んでいる廃棄物の減量化、焼却に伴う地球温暖化の抑制を目的とした「樹木剪定枝葉チップ・リサイクル事業」は休止状態ですが、事業の在り方等について、理事会での検討課題としていきます。

## 7 その他

### (1) 県連合会事業への参加

公社) 高知県シルバー人材センター連合会(以下「県連合」という。)が行う下記事業に参加します。

- ① シルバー派遣事業を県連合とともに積極的に促進します。
- ② 県連合が主催・共催する技能研修、役職員研修等に積極的に参加します。
- ③ また、普及啓発活動、安全・適正就業の推進事業にも同様に取り組みます。

### (2) 全国・四国組織への積極的参加

全国シルバー人材センター事業協会、四国ブロックシルバー人材センター協議会の開催行事への参加をはたします。

## II 指定管理者事業

### 1. 土佐市の公の施設指定管理者へのとりくみ

- ① 土佐市が予定する公の施設(コミュニティセンター)の指定管理者事業に取り組みます。コミュニティセンターは、地域の高齢化・人口減少等により、土佐市が設置した当初目的に沿った運営状態に不足が見られることから、センターがこれまで培ってきた経験等を活かし、地域の活性化と健康・福祉の増進に寄与していくこととします。
- ② また、当該施設は、施設利用者に対する貸し館事業も実施していることから、所管庁の指導及び公益事業変更の承認を受けて取り組んでいくこととします。
- ③ センターは、この事業を通じて、会員の就業拡大はもとより、地元地域や周

辺地域の高年齢者に入会を促し、就業機会を提供する事によって、活力ある地域づくりの側面を担っていくこととします。

### III 法人管理

#### 1 諸会議の開催

- ① センターの最高決議機関である定時総会(年1回)の開催に加え、理事会は年6回開催を基準に必要に応じて開催し、事業の進捗等に対する理事の役割を強めていきます。
- ② 理事会に役割を付した組織対策理事班、就業対策理事班、独自事業対策理事班のうち、独自事業対策理事班を改編し、理事会が主体的に事業展開を図っていく体制づくりをめざします。また、事務局と連携して細部の課題克服に努めるよう実施するなど、理事会機能の強化を図ることとします。
- ③ そのほか役員会(三役)・事務局会議を定例的に開催し、諸問題の早期解決、課題への具体的な取り組みなど、センター機能の強化と向上に努めます。

#### 2 センター事務局の組織強化と機能等の充実

- ① センター事務局職員の待遇改善は一定の対策期間を経過し、基本給・諸手当の改善に加え、定年の延長など、一定の成果を収めてきました。こうした待遇改善を引き続き実施して、他の労働条件にも配慮した事業所づくりを行います。
- ② また、センター事務局職員には、各事業に必要な知識を習得させるために先進事例をもつ他センターへの積極的な視察・研修を実施するとともに、現保有資格の維持継続、新規資格等を取得させて、センター職員としてのさらなる資質向上に努めます。
- ③ 事務局職員間では、事業情報の共有を取り組み、関係法令に基づいた適正な事務処理に加え、理事会・総会を含めた制度に基づく事案の立案基礎の研修を行って、基本的な事務処理能力を高めます。